

一般社団法人日本整形外科超音波学会 基金取扱規則

第1条 (目的)

一般社団法人日本整形外科超音波学会（以下「この法人」という。）の基金の取扱いについては、本規則に従う。

第2条 (管理・運用)

基金の管理・運用は理事会が行い、定時社員総会の承認を得て基金を設置し、運用する。

第3条 (使用目的)

基金はこの法人の事業を実施するために使用することができる。使用は収支予算に基づき、定時社員総会の承認を得る。

第4条 (募集事項)

基金の募集に際して、理事会は次の事項を定める。

1. 募集に係る基金の総額
2. 募集期間
3. 払込みの期日または期間

第5条 (割当て)

理事会の決議により、申込者の中から基金の割当てを受ける者とその額を定め、通知する。

第6条 （拠出の履行）

割当てを受けた者は、指定された期日または期間内に指定口座に全額を払い込む。

第7条 （基金管理簿）

基金の募集ごとに基金管理簿を作成し、以下を登録する。

1. 拠出者の氏名または名称および住所
2. 拠出額
3. 返還後の額（該当する場合）

拠出者は変更が生じた場合、速やかに法人に通知する。

第8条 （利用実績及び財務状況の報告）

理事会は、基金の利用実績および財務状況を定時社員総会に報告し、承認を得る。

第9条 （返還）

基金の返還は、拠出者との合意に基づき、社員総会の決議を得て行う。

第10条 （利息）

基金の返還には利息を付さない。

第 11 条 （権利）

拠出者は、返還日まで返還を請求することはできない。

第 12 条 （譲渡・質入等）

基金の権利を他人に譲渡・質入・信託することはできない。

第 13 条 （返還の免責）

基金返還時には基金管理簿に記載された氏名または名称および住所に通知し、指定口座に振り込むことで責任を免除される。

第 14 条 （返還手続）

返還する基金に相当する金額を代替基金として計上し、取り崩さない。

第 15 条 （改訂）

本規則の改訂は理事会の承認を得なければならない。

附則

この規則は、令和 6 年 10 月 18 日から施行する。